

文教厚生常任委員会記録

1. 開催日時 令和6年6月27日(木) 午前9時30分
2. 場 所 市議会第3委員会室
3. 出席委員 綾城委員長・米弥副委員長・林委員・岩藤委員・中平委員・
上田委員・江原委員・ひさなが委員
4. 委員外出席議員 南野議長
5. 欠席委員 なし
6. 執行部出席者 別紙のとおり
7. 議会事務局職員 大庭局長・岡本次長補佐
8. 協議事項
6月定例会本会議(6月21日)から付託された事件(議案5件)
9. 傍聴者 なし
10. 会議の概要
 - ・ 開会 午前9時30分 閉会 午前9時56分
 - ・ 審議の経過及び結果
(別紙のとおり)

上記のとおり相違ありません。

令和6年6月27日

文教厚生常任委員長 綾 城 美 佳

記録調製者 岡 本 功 次

綾城委員長 おはようございます。本日の出席委員については委員8人であり、定足数に達しておりますので、ただ今から、文教厚生常任委員会を開会します。最初に、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。委員会において発言しようとする場合は、挙手をして「委員長」と呼び、委員長の許可を得てから発言していただくようお願いします。委員におかれましては、関連する質疑がある場合は「委員長・関連」と呼び、続けて行われますようお願いいたします。また、質疑及び答弁については、一問一答方式によりできるだけ簡明に行われますようお願いいたします。それでは、これより本委員会に付託されました議案5件について、審査を行います。お諮りします。委員会での議案審査の順序は、付託議案番号順となりますが、審査の都合により、別紙、一覧表のとおり変更することとしたいと思います。ご異議ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）「ご異議なし」と認めます。よって、議案審査の順序を変更することに決定しました。はじめに、議案第2号「令和6年度長門市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

市民生活部長 議案第2号「国民健康保険事業特別会計補正予算」につきましては、補正予算書40ページから41ページ、第1款「総務費」、第1項「総務管理費」、第1目「一般管理費」の「900一般管理費」になりますが、補正予算説明資料4ページにお示ししているとおりであり、特に補足説明はございません。

綾城委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。

中平委員 それでは、今の部長が特にはないと言われた予算書41ページ、第1款「総務費」、第1項「総務管理費」、第1目「一般管理費」、説明コード900でございませう。社会保障・税番号制度システム整備事業についてでございませうが、まず、この積算根拠をお伺いいたします。

総合窓口課長 一般管理費の内訳といたしましては、個人番号のお知らせ、マイナ保険証の促進のチラシの用紙代といたしまして消耗品費4万4,000円、そして送付用の封筒印刷代といたしまして印刷製本費13万2,000円、そして通知する郵送料といたしまして通信運搬費98万5,000円、システム改修委託料として委託料338万5,000円、合計454万6,000円の経費を計上しております。なお、通知対象となる世帯数につきましては5,000世帯として予算計上しておりますのでございませう。

中平委員 この時期に、この事業を行う理由をお伺いいたします。

総合窓口課長 6月定例会での補正予算計上となりました理由につきましては、令和6年度当初予算編成後に本事業にかかる国からの詳細が示されたことから、この6月議会での予算計上となったものでございませう。

中平委員 事業名・内容のところの 2 行目に「新たに資格確認書等を発行するため」とありますが、この新たに出される資格確認書等というのは大体察しがつくんですけど、ご説明をお願いいたします。

総合窓口課長 資格確認書につきましては、保険証の代わりになるものでございます。保険証の廃止に伴いまして、原則的にはマイナンバーカードで医療機関等を受診していただきますが、マイナンバーカードをお持ちでない方や、持っておられましても保険証としての利用登録をしておられない方は、保険証の代わりに資格確認書で医療機関等を受診することができるものでございます。

上田委員 この委託料の 338 万 5,000 円と細かい数字が出ているんですけども、これは委託料があるということは委託先があるということでございまして、今やっただいていてシステム会社への随契という形にこれからなっていくという発想でよろしいですか。

保険管理班長 今、長門市で利用しているクラウドで共通化した、7 市町で共通で使っているシステムの改修作業となりますので、それを保守管理している会社との契約になろうかと予定しております。

林委員 今ご説明等々ありましたけれども、私のほうからいくつかご質問させていただきます。提案説明の中で、令和 6 年 12 月 2 日をもって現行の保険証が廃止されると。このことは、現行の健康保険証の新規発行を止めて、マイナンバーカードに健康保険証の機能を持たせたマイナ保険証に移行すること、これは政府が閣議決定で決めています。閣議の決定で。ちょっと確認なんですけれども、マイナンバーカードの取得というのは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の第 17 条第 1 項において申請主義がとられております。これは任意性とプライバシー等に対する危険性、これは任意取得の原則と言われておって、国民一人ひとりがカード取得により利便性とプライバシー等に対する危険性等を、いわゆる法律用語でいうところの利益衡量、すなわちカードを取得するか否かを定める自由を与えられているものであります。この法律の解釈というのは、法律自体は変わっているんですか。

総合窓口課長 法律自体は変わっておりませんで、マイナンバーカードの申請というのは義務化ではございません。

林委員 義務化ではないのに、なぜこの保険証を強制的に移行させるのかということなんですよ、問題は。それでまず、ちょっともう 1 点確認なんですけれども、今、国保加入世帯の、先程通知は約 5,000 世帯だと。それで、この加入世帯のこのマイナンバーカードの取得率、それからマイナ保険証の使用率というのをちょっとお尋ねしてよろしいですか。

総合窓口課長 国民健康保険加入者の登録につきましては、令和 6 年 5 月末現在、国保加入者 6,861 人に対しまして 5,062 人、73.78%の方がマイナ保険証と

しての登録をされておるといところでございます。マイナ保険証の利用率、使用率になるんですが、令和6年の4月診療分になるんですが、長門市におきましては12.34%、全国平均利用率では7.10%といところでございます。

林委員 国保加入世帯でマイナンバー、これは赤ちゃんからお年寄りまで国民共通番号がついていますよね。カードが個人一人ひとりに付与されるものだけど、申請して取得すれば。で、約73%がマイナンバーカードを持ちつつも、そのマイナ保険証の使用率が非常に低いと。全国平均よりも若干ちょっと、うちは全国平均よりもちょっと若干高いのではあるが、10%、1割ちょっと。この要因というのは、原課はどういうふうに理解されて、認識されているんですか。

総合窓口課長 全国的にも利用率というのは低い。それは大きく、国を挙げての大きな課題というふうに認識しておりますし、私ども市といたしましても全国的には、全国の利用率よりは若干高いとはいえども委員ご指摘のとおり、まだまだ10%程度ということで、それを高めていくという必要性は強く認識しております。今後、医療機関等も含めまして、市民への周知というものを国、県と連携して継続的に図っていく必要があるというふうには認識しております。

林委員 これは結局、要するに、そのマイナンバーカードを持っていても、そのマイナ保険証でこれで使うかどうかというのは、あんまりその利便性を感じてないからなんですよ。その使用率が低いというのは。ということがまず1点あると思います。別に紙の保険証でも十分できますし。もう1点、今度、今ちょうど国民健康保険の切り替え時期にあたりますが、今度国保世帯に発行される紙ベースの保険証の有効期間というのはいつまでなんですか。

保険管理班長 今回発行する保険証につきましては、来年の7月31日までを期限とした1年証を予定しております。

林委員 では、来年の7月31日まで有効期限のある紙の保険証というのは、本年12月2日をもってマイナ保険証に切り替わるといのか、移行を目指しているんだけど、この紙の保険証というのはそれ以降も使えるというふうに確認していいんですか。この期限まで使えらと。

保険管理班長 通常どおり使用が可能です。

林委員 では、その紙の保険証が使えなくなる、来年の7月、極端に言えば7月31日をもって使えなくなるでしょう、おそらく。その代替としてマイナ保険証を、いわゆるマイナンバーカード、いわゆるマイナ保険証をつくられない方は、資格確認書がその保険証の代わりに送られてくるんだけど、これも紙ベースです。この資格確認書なるものの有効期限というのは、いつまでなんですか。これはいつからいつまでなんですか。

保険管理班長 資格確認書発行後につきましては、1年を予定しております。

林委員 分かりました。私は、これで質疑は終わりますけど、その資格確認書な

るものは継続されるのか。来年の7月以降に資格確認書が送られてきて、この資格確認書なるものは1年単位で切られていくんだらうけど、継続されるのか。それとも経過措置で、いつかマイナ保険証、マイナンバーカードは任意なんだけど、結局この資格確認書がなくなってしまうと紙の保険証も資格確認書も使えないわけだから、強制的に追い込まれていくというふうに想定されるわけです。この辺りはどうなんですか、実際。経過措置なのか、あくまでこれは。この資格確認書というのは、その辺りお聞かせください。

総合窓口課長 今現在、委員ご指摘の内容につきましては、まだ国から明確な部分というのが示されておられませんので、資格確認書を今現在マイナンバーカードを保有しておられない方、あとは紐付けされていない方などに対する対応としては、資格確認書で1年間というふうな形は明記されておるものの、それ以降、経過措置的なものはまだ示されておられませんので、今後そういったものが国のほうを通じて示されるかどうかというものについては、担当課としてもその推移を見守っていきたいというふうに考えております。

綾城委員長 ほかに関連質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ほかに、ご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、議案第2号の全般にわたり、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。

林委員 それでは、ただいま議題となっております議案第2号「令和6年度長門市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」について、反対の立場で討論を行います。補正予算は、令和6年12月2日をもって現行の保険証が廃止されることから、新たに資格確認書を発行するためのシステム改修経費並びにマイナ保険証への移行を促すための個人番号のお知らせを保険証発行対象世帯に通知するなどの経費を計上する内容となっております。全国保険医団体連合会、いわゆる保団連は、本年1月31日東京都内で会見し、同会が実施したマイナンバーカード保険証トラブルに関するアンケートの最終結果を公表しております。それによると、昨年10月以降、少なくとも全国約5,200の医療機関でトラブルがあったことを明らかにし、12月からの健康保険証廃止で医療現場は大混乱に陥るとして、国に対して現行の保険証を残すように求めております。アンケートは昨年11月から本年1月に全国の会員医療機関を対象に実施され、昨年10月以降、マイナ保険証やオンライン資格確認システムでトラブルがあったかどうかを調査され、8,672医療機関が回答しております。そのうち約6割にあたる5,188医療機関でトラブルがあり、トラブルとして最も多かったのは「名前や住所で黒丸が表記される」で、約2,400の医療機関で発生しております。また、「資格情報が無効である」とされたトラブルも約1,700件確認されるなど、制度の根幹を揺るがす事態となっております。国は、保険証廃止後はマイナ保険証を持たない人すべてに健康保険の資格確認書を交付するとしており、マイ

ナ保険証の保有者には自分の保険資格を簡単に確認できるよう資格情報のお知らせを送付し、医療機関の窓口でマイナ保険証を読み取れない場合に提示してもらおうとしておりますが、これらは現行の保険証をそのまま存続させればいずれも不要であります。したがって、マイナ保険証の非保有者に交付される資格確認書は、次々と提案される保険証もどきの複雑な仕組みであり、いずれの場合でも紙で発行するなら従来の健康保険証を残せば済む話であります。また、高齢施設などでは入居者のマイナンバーカードや暗証番号を預かって管理することへの不安が広がっております。国は、暗証番号が不要な顔認証カードを発行するなどとしておりますが、そのようなことをしなくても保険証をなくさなければ解決する問題であり、保険証を廃止しなければならない理由はますますなくなってきているのであります。保険証は国民皆保険の根幹であり、医療機関の窓口で見せるだけで保険診療を受けられる制度を投げ捨て、巨額の予算と人手をかけて欠陥だらけのマイナ保険証に一本化するの愚策と言うしかありません。保険証廃止を強行すれば、混乱が今と比べようもなく広がることは明らかであります。以上の理由から、議案第 2 号に対する意見といたします。なお、すでに議決された議案第 10 号「山口県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について」は、表決に際して本来は反対の立場を取るべきでしたが、錯誤により賛成の起立をしたことは痛恨の極みであり、深く反省をしております。この場を借りて、改めてお詫びを申し上げて、討論を終わります。

綾城委員長 ほかに、ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ほかにご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 2 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手多数です。よって、議案第 2 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで、説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは、自席で待機をお願いします。

— 休憩 09 : 49 —

— 再開 09 : 50 —

綾城委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、議案第 3 号「令和 6 年度長門市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

健康福祉部長 介護保険事業特別会計補正予算につきましては、補正予算書 43 ページから 49 ページに記載のとおりであり、補足説明はございません。

綾城委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見

もないので、討論を終わります。採決します。議案第 3 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手) 挙手多数です。よって、議案第 3 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 7 号「長門市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたら願います。

健康福祉部長 議案第 7 号の条例改正につきましては、議案参考資料 5 ページに記載のとおりであり、補足説明はございません。

綾城委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。(「なし」と呼ぶ者あり) ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありますか。(「なし」と呼ぶ者あり) ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 7 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手) 挙手多数です。よって、議案第 7 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 8 号「長門市地域包括支援センターの運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたら願います。

健康福祉部長 議案第 8 号の条例改正につきましては、議案参考資料 6 ページに記載のとおりであり、補足説明はございません。

綾城委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。(「なし」と呼ぶ者あり) ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありますか。(「なし」と呼ぶ者あり) ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 8 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手) 挙手多数です。よって、議案第 8 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで、説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは、自席で待機をお願いします。

— 休憩 09 : 53 —

— 再開 09 : 53 —

綾城委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。最後に、議案第 6 号「長門市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたら願います。

健康福祉部長 議案第 6 号の条例改正につきましては、議案参考資料 4 ページに記載のとおりであり、補足説明はございません。

綾城委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑

はありませんか。(「なし」と呼ぶ者あり) ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。(「なし」と呼ぶ者あり) ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 6 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手) 挙手多数です。よって、議案第 6 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託された議案の審査は終了しました。ここで、説明員退席のため暫時休憩します。委員の皆さんは、自席で待機をお願いします。

— 休憩 09 : 54 —

— 再開 09 : 55 —

綾城委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、「閉会中の継続調査申出書について」を議題とします。お諮りします。この際、閉会中の所管事務継続調査事項について、お手元に配付のとおり議長に対し申し出たいと思いますが、ご異議ありませんか。(「なし」と呼ぶ者あり) 「ご異議なし」と認めます。よって、議長に対し、閉会中の本委員会所管事務の継続調査事項として申し出ることと決定しました。なお、委員会開催の日時、場所及び事項につきましては、委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。(「なし」と呼ぶ者あり) 「ご異議なし」と認めます。よって、委員長に一任することに決定しました。

最後に、「委員派遣について」を議題とします。お諮りします。委員派遣について、お手元に配付のとおり議長に提出したいと思いますが、ご異議ありませんか。(「なし」と呼ぶ者あり) 「ご異議なし」と認めます。よって、委員派遣について、お手元に配付のとおり議長に提出することに決定しました。なお、ただ今議決されました委員派遣について、字句その他の整理を要するものについては、委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。(「なし」と呼ぶ者あり) 「ご異議なし」と認めます。よって、字句その他の整理は、委員長に一任することに決定しました。

これで、文教厚生常任委員会を閉会します。どなたもご苦労さまでした。

— 閉会 09 : 56 —